

第五五回

参第一〇号

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（案）

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下同じ。」及び「（事務職員に係るものとする。）」を削る。

附 則

- 1 この法律は、昭和四十二年九月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条の規定中時間外勤務手当（同法第一条に規定する事務職員に係るものを除く。）に係る部分は、昭和四十二年九月一日以後の時間外勤務に係る時間外勤務手当につき適用があるものとする。

理 由

市町村立の義務教育諸学校の教育及び市町村立高等学校で定時制課程の授業を担当する教員の時間外勤務手当を都道府県の負担とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十二年度において約五十三億五千五百万円（平年度約九十一億八千万円）の見込みである。